6-4 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく石綿に関する届出

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月1日より建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の有無の調査が必要となりました。(法第18条の15)

また、令和4年4月1日より、建築物等の解体・改修を行う前に石綿含有建材の調査結果を区窓口または国の電子申請により報告する必要があります。 (法第18条の15第6項)

1. 事前調査の対象となる建築物

解体・改修を行うすべての建築物が対象となり、元請業者又は自主施工者が事前調査を行い、事前調査結果は、石綿含有建材使用の有無にかかわらず、①発注者に事前調査結果を書面で報告する。②記録を作成・工事終了後3年間保存する。③事前調査結果を現場に備え付ける。④事前調査結果を現場に表示する必要があります。

*令和5年10月1日より、必要な知識を有する者が事前調査を行う必要があります。

2. 事前調査結果の報告対象となる工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該対象となる床面積の合計が80㎡以上のもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上(消費税を含む)であるもの
- ③ 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上(消費税を含む)のもの

3. 届出対象工事

建築物の解体・改修を行う際に、吹付石綿や石綿含有断熱材等が使用されている場合は、大気汚染防止法(法第18条の17)、環境確保条例により工事の着手する日の14日前までに届出が必要です。又、「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」により解体工事等及び石綿(アスベスト)除去工事等の近隣への事前周知の届出が必要です。